

資料編

2015 つちうらこどもプラン ー土浦市子ども・子育て支援事業計画ー



1 提言書

平成 27 年 3 月 27 日

土浦市長 中 川 清 殿

土浦市子ども・子育て会議
会 長 大 武 茂 樹

土浦市子ども・子育て支援事業計画について（提言）

土浦市子ども・子育て会議は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法第 77 条に規定する合議制の機関として、土浦市子ども・子育て会議条例に基づき設置され、平成 25 年 8 月から子ども・子育て支援新制度を推進するための計画策定を進めてまいりました。

この度、「土浦市子ども・子育て支援事業計画」の計画案として、別添のとおりまとめましたので提言いたします。

計画案は、3 つの基本理念を掲げ、それに基づき「子どもの笑顔があふれるまち 土浦」を計画のキャッチフレーズとし、さらに、その実現のために 3 つの基本施策を設定しております。

そして、基本施策の展開内容として、第 4 章においては、子ども・子育て支援法に必須記載事項として定められた教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の 5 年間の量の見込及び確保方策を、第 5 章においては、次世代育成支援対策推進法に基づく事業など、子育てに関連する 175 事業の平成 31 年度目標を掲げております。

特に、教育・保育施設及び放課後児童クラブの確保方策においては、施設整備を推進し、平成 29 年度までに必要定員が確保できるよう目標を定めております。

本会議は、提言に当たり、市が基本理念及び基本施策を念頭に、「子どもの笑顔があふれるまち 土浦」の実現のため、本計画案の目標達成に向けて、事業を着実かつ積極的に推進されるよう要望いたします。

2 土浦市子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日

土浦市条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、土浦市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項第2号、第3号及び第4号に規定する委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公設地方卸売市場運営協議会の委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て 会議の委員			7,500	37	2,500	県外14,000 県内12,500	2,500
------------------	--	--	-------	----	-------	----------------------	-------

(最初に選任される委員の任期)

- 3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 4 この条例の施行後最初に行われる会議及び任期満了による委員の改選後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。

3 土浦市子ども・子育て会議運営規則

平成25年8月26日
土浦市規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市子ども・子育て会議条例（平成25年土浦市条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、土浦市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、会議の開催日の遅くとも10日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員及び市長が別に定める庁内策定委員（以下これらを「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催の公表については、土浦市審議会等の会議の公開に関する要項（平成20年土浦市告示第58号。以下「市要項」という。）第2条の規定によるものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、市要項第3条第1号又は第2号に掲げる場合に該当するときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開又は非公開の決定については、市要項第4条の規定によるものとする。

3 会議の公開の方法は、市要項第5条の規定によるものとする。

4 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(欠席の届出)

第5条 委員等は、第2条の規定による通知を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(代理人の出席等)

第6条 会長は、委員（会長及び副会長の職にある委員を除く。）が、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。

(委員等以外の者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等（委員の代理人を含む。）及び欠席した委員等（代理人を選任された委員を除く。）の氏名並びに出席した者の氏名

(3) 議題

(4) 議事の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 土浦市子ども・子育て会議委員

任期：平成25年8月1日～平成27年3月31日

【平成25年度】

(敬称略、順不同)

種別	氏名	団体名	備考
1号 学識経験を有する者	おお たけ しげ き 大 武 茂 樹	常磐大学	会長
2号 子ども関係団体に 属する者	つる た み さ こ 鶴 田 美紗子	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	
	やま だ よう こ 山 田 陽 子	土浦市青少年相談員連絡協議会	
	まる たに み つ こ 丸 谷 美津子	土浦市子ども会育成連合会	
3号 教育関係者	つか ほら みなと 塚 原 港	土浦地区私立幼稚園協会	
	わた なべ よう こ 渡 辺 洋 子	土浦市幼稚園長会	
	さか より ゆ み こ 坂 寄 由美子	土浦市学校長会	
4号 保育関係者	はたけ やま き み こ 畠 山 貴美子	土浦地区私立保育協議会	
	ふる や ひろ こ 古 谷 浩 子	土浦市公立保育所長会	
5号 子どもの保護者	せつ た まさ や 説 田 賢 哉	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会	副会長
	いい むら み か 飯 村 美 香	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会 女性ネットワーク委員会	
	おか もと なお み 岡 本 直 美	土浦市保育所保護者代表	
6号 市長が必要と 認める者	しょう だ さと こ 正 田 聡 子	公募	
	さ どう ゆう こ 佐 藤 優 子	公募	
	しの づか まさ き 篠 塚 昌 毅	市議会議員（文教厚生委員会）	平成26年 6月16日まで
	しら い まさ み 白 井 正 美	土浦児童相談所	
	みなと 湊 孝 治	土浦保健所	
	すず き きみ え 鈴 木 君 枝	土浦市更生保護女性会	

【平成 26 年度】

(敬称略、順不同)

種 別	氏 名	団 体 名	備 考
1 号 学識経験を有する者	おお たけ しげ き 大 武 茂 樹	常磐大学	会長
2 号 子ども関係団体に 属する者	つる た み さ こ 鶴 田 美紗子	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	
	やま だ よう こ 山 田 陽 子	土浦市青少年相談員連絡協議会	
	まる たに み つ こ 丸 谷 美津子	土浦市子ども会育成連合会	
3 号 教育関係者	つか はら みなと 塚 原 港	土浦地区私立幼稚園協会	
	わた なべ よう こ 渡 辺 洋 子	土浦市幼稚園長会	
	すな むら まさ と 砂 村 正 人	土浦市学校長会	
4 号 保育関係者	はたけ やま き み こ 畠 山 貴美子	土浦地区私立保育協議会	
	ふる や ひろ こ 古 谷 浩 子	土浦市公立保育所長会	
5 号 子どもの保護者	せつ た まさ や 説 田 賢 哉	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会	副会長
	いい むら み か 飯 村 美 香	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会 女性ネットワーク委員会	
	おか もと なお み 岡 本 直 美	土浦市保育所保護者代表	
6 号 市長が必要と 認める者	しょう だ さと こ 正 田 聡 子	公募	
	さ とう ゆう こ 佐 藤 優 子	公募	
	しの づか まさ き 篠 塚 昌 毅	市議会議員 (文教厚生委員会)	平成 26 年 6 月 16 日まで
	あん どう まり こ 安 藤 真理子	市議会議員 (文教厚生委員会)	平成 26 年 6 月 17 日から 平成 26 年 12 月 15 日まで
	すず き かず ひこ 鈴 木 一 彦	市議会議員 (文教厚生委員会)	平成 26 年 12 月 16 日から
	おか だ たか ひろ 岡 田 崇 弘	土浦児童相談所	
	みなと こう じ 湊 孝 治	土浦保健所	
すず き きみ え 鈴 木 君 枝	土浦市更生保護女性会		

5 土浦市子ども・子育て支援事業計画庁内策定委員会設置要項

平成26年2月19日

土浦市訓令第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく、土浦市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定に係る調査審議及び当該計画の立案を行うため、土浦市子ども・子育て支援事業計画庁内策定委員会（以下「庁内策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 庁内策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育ての現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の給付及び事業の需要見込量、提供体制の確保の内容、その実施時期等を盛り込んだ支援事業計画の立案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援事業計画に関し必要な事項

(庁内策定委員)

第3条 庁内策定委員会は、庁内策定委員（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。

2 委員は、保健福祉部長及びこども福祉課長のほか、次に掲げる所属に属する者のうちから市長が任命する。

- (1) 政策企画課
- (2) 社会福祉課
- (3) 市立保育所
- (4) 健康増進課
- (5) 教育委員会教育総務課
- (6) 教育委員会学務課
- (7) 教育委員会生涯学習課
- (8) 市立幼稚園

3 会長は保健福祉部長を、副会長はこども福祉課長をもって充てる。

4 委員の任期は、支援事業計画の立案が完了したときまでとする。

5 補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 庁内策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内策定委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、庁内策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

6 土浦市子ども・子育て支援事業計画庁内策定委員会委員

所 属	補職名	氏 名	備考
保健福祉部	部長	鈴木 俊 文	会長
保健福祉部こども福祉課	課長	大 里 雅 司	副会長
市長公室政策企画課	主事	瀬古澤麻由実	
保健福祉部社会福祉課	主査	菊 田 玲 子	
保健福祉部桜川保育所	所長	野 口 恵 子	
保健福祉部健康増進課	副参事	船 見 栄 子	
教育委員会教育総務課	課長補佐	元 川 宏	
教育委員会学務課	主査	田 中 裕 之	
教育委員会都和幼稚園	園長	石 川 公 子	
教育委員会生涯学習課	副参事	来 栖 謙 吉	

※オブザーバー

所 属	補職名	氏 名	備考
社会福祉協議会	主査	生田目 路代	

7 策定の経過

年月日	主な内容
平成 25 年 8 月 27 日 (火)	第 1 回子ども・子育て会議 (新制度説明、全体スケジュール説明)
平成 25 年 10 月 7 日 (月)	第 2 回子ども・子育て会議 (ニーズ調査票協議)
平成 25 年 11 月 1 日 (金) ～11 月 20 日 (水)	ニーズ調査実施
平成 26 年 1 月 23 日 (木)	第 3 回子ども・子育て会議 (ニーズ調査の集計・分析結果報告)
平成 26 年 4 月 10 日 (木)	第 1 回庁内策定委員会 (新制度説明、ニーズ調査結果報告)
平成 26 年 4 月 23 日 (水)	第 4 回子ども・子育て会議 (土浦市子ども・子育て支援事業計画前段部分協議)
平成 26 年 6 月 26 日 (木)	第 2 回庁内策定委員会 (区域の設定協議、量の見込みと確保の内容協議、 つちうら新こどもプランの進捗状況報告)
平成 26 年 7 月 10 日 (木)	第 5 回子ども・子育て会議 (区域の設定協議、量の見込みと確保の内容協議、 つちうら新こどもプランの進捗状況報告)
平成 26 年 8 月 6 日 (水)	第 3 回庁内策定委員会 (土浦市子ども・子育て支援事業計画 (案) 協議)
平成 26 年 8 月 22 日 (金)	第 6 回子ども・子育て会議 (土浦市子ども・子育て支援事業計画 (案) 協議)
平成 26 年 9 月 25 日 (木)	第 4 回庁内策定委員会 (土浦市子ども・子育て支援事業計画 (案) 協議)
平成 26 年 10 月 16 日 (木)	第 7 回子ども・子育て会議 (土浦市子ども・子育て支援事業計画 (案) 報告)
平成 26 年 11 月 26 日 (水) ～12 月 25 日 (木)	パブリック・コメント実施
平成 27 年 2 月 5 日 (木)	第 5 回庁内策定委員会 (パブリック・コメント結果報告、表紙 (案) 協議)
平成 27 年 2 月 16 日 (月)	第 8 回子ども・子育て会議 (パブリック・コメント結果報告、計画書承認)
平成 27 年 3 月 27 日 (金)	市長へ提言書提出

8 用語解説（子ども・子育て新制度関連用語）

【ア】

1号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。1号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の子どもです。（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号）

一時預かり事業

地域子ども・子育て支援事業の1つ。幼稚園・認定こども園での園児を対象とした一時預かりのほか、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園、小規模保育などで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

延長保育事業

地域子ども・子育て支援事業の1つ。特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の延長保育に係る利用料について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業です。

【カ】

子育て援助活動支援事業

地域子ども・子育て支援事業の1つ。ファミリー・サポート・センターにおいて、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における一時預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かり、病気回復期で集団や家庭での保育ができない期間にある児童の一時預かりなどがあります。

子育て短期支援事業

地域子ども・子育て支援事業の1つ。保護者の疾病などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、児童の養育・保護を行う事業です。利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。

子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つをいいます。この関連3法に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定された、市町村が取り組む教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施について定める事業計画です。計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年です。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新制度で、平成 27 年 4 月にスタートします。具体的には、次の 3 つの目的を掲げています。①質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する。②待機児童の解消のために保育の受け入れ人数を増やす。③子育ての相談や一時預かりの場を増やして、地域の子育てを一層充実させる。

子ども・子育て支援法

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」の 1 つ。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ります。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして設置された会議。また、地方版子ども・子育て会議は、市町村子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映や、子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえて実施することを担保するため、設置に努めるよう規定されています。

【サ】

3号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。3 号認定は、満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもです。（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号）

次世代育成支援対策推進法

急速に進む少子化の流れを食い止め、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備することを目的とする法律です。地方公共団体には、次世代育成支援施策に係る行動計画の策定を義務付け、また、仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方公共団体や従業員 301 人以上の企業に事業主行動計画の策定を義務付けました。平成 15 年に成立し、平成 17 年度から平成 26 年度までの時限立法でしたが、平成 26 年に一部改正され、有効期限が平成 36 年度まで延長されました。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格をもとに各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

相対的貧困率

対象となる世帯の年収を高い順に並べ、全体の真ん中にくる世帯の年収の半分を貧困ラインとして、それ以下の収入で暮らす貧困世帯の割合です。

【タ】

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。また、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業です。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっています。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた 13 事業のこと。市町村では、子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

地域子育て支援拠点事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安などを解消するための事業です。

【ナ】

2号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。2号認定は、満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもです。（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号）

乳児家庭全戸訪問事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握や助言を行う事業です。

認定こども園

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

妊婦健康診査

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。妊婦健康診査は、妊婦の健康管理を行い、妊産婦及び乳児死亡の低下、流産の防止並びに心身障害児の発生予防を期する事業です。委託医療機関で受診した健康診査について、公費での負担を行います。

【ハ】

病児保育事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。児童が病気となった場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。病気の回復期に至らない児童を保育する事業を病児対応型、病気の回復期にある児童を保育する事業を病後児対応型といいます。

放課後児童健全育成事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る放課後児童クラブ事業です。

【ヤ】

養育支援訪問事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師等が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【ウ】

利用者支援事業

地域子ども・子育て支援事業の 1 つ。子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。